

海 外

米 州 諸 国

◇米国、最低賃金引上げ法案成立

米国では、賃金労働者の所得水準を保障することを目的とした「最低賃金引上げ法案」が、11月8日議会を通過(11月1日下院可決、同8日上院可決)、同17日には大統領の署名を経て成立した。これにより最低賃金は81年以来9年ぶりに上げられることとなった。同法の概要は、以下の通り。

- ① 米国の企業はすべて、90年4月1日までに時間当たり最低賃金を現行の3.35ドルから3.80ドルへ、さらに91年4月1日までに4.25ドルへ引上げねばならない。
- ② ただし、16～19歳の新規雇用者については、当初3か月間は職業訓練賃金(one time training wage)として上記最低賃金の85%(90年4月1日まで3.35ドル、91年4月1日まで3.61ドル)を下限とすることができる。また、2度目の就職先においても、雇用者が職業訓練期間と認定した場合は当初3か月に限り適用される。なお、職業訓練賃金の内容については93年に議会において再度審議する。

(参考) 最低賃金の推移(ドル/時間)

1938～39年	0.25	1974	2.00
1939～45	0.30	1975	2.10
1945～50	0.40	1976～77	2.30
1950～56	0.75	1978	2.65
1956～61	1.00	1979	2.90
1961～63	1.15	1980	3.10
1963～67	1.25	1981～90	3.35
1967～68	1.40	1990	3.80
1968～74	1.60	1990～91	4.25

◇米国、国債発行上限を引上げ

ブッシュ大統領は、11月8日、国債発行残高の上限を従来の2兆8,000億ドルから3兆1,227億ドルに引上げる法案に署名、これを施行した。

国債発行残高の上限については、89年8月7日成立の

暫定引上げ法により、いったん2兆8,700億ドルにまで引上げられていた(調査月報平成元年9月号「経済要録」参照)が、10月31日に同法が期限切れとなったため再び2兆8,000億ドルに引下げられていた。その後、議会において、キャピタル・ゲイン減税法案を巡って90年度予算審議が難航したことから、国債発行限度引上げ措置が遅れたため、米国政府は国債発行による新規財源の資金調達を行うことができず、資金繰りが窮屈化していた。こうした中で、ブッシュ大統領は予算審議の最大の争点となっていたキャピタル・ゲイン減税法案の年内成立を事実上断念したことから、国債発行上限にかかる審議も急速に進展し、7日に議会を通過し、8日成立した。

なお、同法の成立が遅れたことを反映して、当初11月7日から9日の間に予定されていた11月のクォーター・リファンディングは11月9～14日に延期された。

◇米国「財政調整法」成立

ブッシュ大統領は12月19日、財政赤字削減を直接的な目的とする「財政調整法(Reconciliation Act)」に署名した(議会通過は11月22日)。同法については、同大統領の選挙公約であるキャピタル・ゲイン減税法案の取扱いを巡って審議が難航していたが、11月2日の声明で同大統領がキャピタル・ゲイン減税法案の年内成立を断念したことから、その成立にこぎつけた。同法の内容については、以下の点が特徴となっている。

- ① 財政赤字の純削減額は147億ドルに上り、ブッシュ大統領が11月2日の声明で求めた要削減額(140億ドル)を満たしていること。
- ② OMBの第二次見直しに基づき大統領が発動した最終的な歳出削減命令(10月16日)を2月上旬まで継続する(通算有効日数130日)ことにより、この間の歳出を抑制し90年度全体で歳出を削減(削減効果46億ドル)、この結果、年度全体では、国防費を当初見込み比 Δ 1.2%、非国防費を同 Δ 1.4%削減することとなること。
- ③ 制度変更による税金の増収効果はネットで約60億ドル(注1)であるが、このうち27億ドルはガソリン税や航空券にかかる税金の微税日繰上げなど計上方法変更等による一時的増収措置によっていること。一方、残り33億ドルについては、LBOにかかる優遇税制の廃止や(注2)、オゾン層に悪影響を与える一部化学産業に対する課税、出国税の引上げ、流出事故対処のために原油(offshore oil)にかかる特別税など

で賄う見通しであること。

(注1) グロスの増収効果は、79億ドル。89年12月末で期限切れとなる予定であったR & D支出や低所得者向けの住宅信用にかかる税の優遇措置などを、9か月間延長したことによる減収効果等が19億ドルあることから、ネットでは60億ドルになる筋合い。

(注2) LBOに伴う利払いの損算算入の禁止など。

- ④ 88年7月レーガン大統領の下で成立したばかりの「高額療養費等支給法」(Medicare Catastrophic Coverage Act)を一部廃止する動議や^(注3)、医療費支払いにかかる不平等の是正を盛り込み、社会保障制度の適正化を図っていること。

(注3) 「高額療養費等支給法」は、高額療養費のかかる患者の一部負担を軽減するとともに、その財源として高額所得者への付加税を導入することを内容とするもの。

◆連邦準備制度理事会、銀行の証券子会社に対する業務規制を一部緩和

連邦準備制度理事会は、11月22日、J. P. Morgan & Company Inc. (銀行持株会社)に対し、従来同社の銀行子会社で取扱ってきた①証券の私募発行にかかる斡旋業務(発行者に対する発行条件等の助言を含む)および②顧客の注文および計算による証券売買業務について、証券子会社(J. P. Morgan Securities, Inc.)への移管を認可した^(注)(①、②とも証券の種別を問わない)。今回の認可は、「両業務はグラス・スティーガル法第20条の適用対象外」とのFRBの判断に基づくもの。さらに、今次認可では、同時にいわゆるファイア・ウォールにつき、以下の2項目を緩和・解禁した。

- ① 銀行持株会社の銀行子会社が「系列証券会社によって発行斡旋された証券」の元本償還原資を当該証券の発行者に対し融資すること。ただし、融資を実行するか否かの決定は証券発行後3年を経過するまでの間に行ってはならない。
- ② 銀行持株会社またはその非銀行子会社が「系列証券会社によって発行斡旋された証券」を購入すること。ただし銀行持株会社は、当該証券の購入額につき、内部基準を定めたうえで地区連銀の審査を受けなければならない。

(注) この決定は、10月3日付で行われた Bankers Trust N. Y. Corp. に対する認可とはほぼ同じ内容である。

◆貯蓄金融機関監督局、貯蓄金融機関にかかる自己資本規制を発表・導入

貯蓄金融機関監督局(Office of Thrift Supervision 以下OTS)は、11月6日、貯蓄金融機関にかかる自己資本規制の概要を発表し、翌7日からこれを適用した。同規制は本年8月に成立した「金融機関改革救済執行法」に基づくものであるが、同規制を満たすことができない先はOTSにより配当や資産の伸びが制限されることとなる。規制の主な内容は、以下のとおり。

- ① コア資本(core capital)
 (普通株式、非累積配当型優先株式、連結子会社の少数株主持分、モーゲージの管理手数料収入権等)
 —自己資本比率 3%以上
- ② 有体資本(tangible capital)
 (コア資本から無形資本<営業権等>を引いたもの)
 —自己資本比率 1.5%以上
- ③ リスク・アセット・ベース(risk-based capital)
 —自己資本比率6.4%以上
 (ただし、92年末には8.0%に引上げ)

◆連邦準備制度理事会、自己資本規制に関する提案を発表

連邦準備制度理事会は、11月22日、自己資本規制に関する経過措置等以下のような新たなガイドライン案を提示した。

- ① 連邦準備制度加盟銀行(以下銀行)は、90年末までは、BIS自己資本規制に基づくリスク・アセット・ベースで7.25%以上を満たすか、もしくは、現行のギアリング・レシオ規制(一次資本比率5.5%以上、総資本比率6%以上)を満たすこと^(注)。ただし、91年以降はギアリング・レシオ規制は廃止する。
- ② リスク・アセット・ベースの規制のほかに、90年以降はBIS規制におけるTierIについての総資産に対する比率に関する規制(レバレッジ・レシオ)も満たすこと。
- ③ レバレッジ・レシオの最低水準は3%とし、銀行の経営内容に応じて満たすべき比率を設定すること。

(注) 従来の規制ではリスク・アセット・ベースの経過措置のみが示されており、現在のギアリング・レシオ規制の取扱いについては明らかにされていなかった。なおリスク・アセット・ベースの自己資本比率は、経過措置の規定に従って、92年末にはBISの定める国際基準である8%に引上げることとされている。

◆ニューヨーク証券取引所、株式プログラム取引に関する規制強化策を発表

ニューヨーク証券取引所(NYSE)のフェラン理事長は、11月2日、ニューヨーク株価急落(10月13日)における市場の混乱を踏まえ、株価の安定および顧客保護を目的としたプログラム取引の規制強化策を実施することを発表した。具体的内容は、以下の通り。

- ① NYSEの会員証券会社に対し、自己勘定によるプログラム売買の自粛を要請するとともに、顧客によるプログラム売買で株価形成に悪影響が及ぶようなものについても、証券会社を通じて自粛を要請する。
- ② 相場が一定幅以上下落した場合、プログラム取引を一時的に停止する。具体的には、NYダウが30ドル以上下落した場合、15分間、75ドル以上下落した場合、30分間、90ドル以上下落した場合、1時間、それぞれプログラム取引を取り止める^(注)。
- ③ 株価乱高下の長期的な影響を研究するために、産業界、機関投資家、個人投資家、証券会社、学識経験者から成る委員会を設置する。

(注) これと平仄を合わせるかたちで、シカゴ商業取引所(CME)では、S & P 500株価先物指数取引に関し、従来の「12ポイント以上下落した場合に30分間取引を停止する」という規制に加え、今後、「20ポイント以上下落した場合、1時間取引を停止する」規定を追加することを決定している。

◆カナダ中央銀行、偽造防止技術を利用した新銀行券の発行を公表

カナダ中央銀行は、11月27日、独自の偽造防止技術を施した新銀行券(50カナダドル紙幣)を発行する旨を発表した。

新銀行券は、その表面に、光学的偽造防止技術(Optical Security Device)により開発された見る角度によって色が変わる1cm角の特殊なフィルムを付着し、これにより写真製版等による偽造を防止することとしている。

欧 州 諸 国

◆EC、東欧問題に関する非公式首脳会議を開催

EC加盟国首脳は、11月18日、パリにおいて、ECの東欧問題への対応を協議するため、非公式首脳会議を開催した。同会議は、EC議長国フランスのミッテラン大

統領の呼びかけに応じて急きょ開催されたものであり、これによってECの東欧支援の当面の具体的な枠組みが設定された。その内容は、以下の通り。

- ① 東欧の経済復興を援助するための欧州開発銀行の創設
——同構想は、ミッテラン大統領が10月26日の欧州議会での演説において表明したもの。
- ② 東欧諸国の管理職の職業訓練を行うための基金を創設するとともに、ECレベルでの教育・研修プログラム(エラスムス計画等)を東欧諸国に対しても開放する。
- ③ COCOM規制のうち、東欧諸国に対する技術援助を行ううえで障害となる部分を見直す。
- ④ 東欧の個別国に対するアプローチとしては、IMFと足並みを揃えたポーランド・ハンガリーに対する援助、東ドイツとの通商協定等の準備を進める。
- ⑤ 上記①、②の具体的内容については、EC委員会が中心となって検討作業を行い、12月8、9日のEC首脳会議で議論を行う。

◆西ドイツ連邦議会、90年度予算案を可決

西ドイツ連邦議会は、12月1日の本会議において、90年度(90/1~12月)連邦政府予算案を一部修正のうえ可決した。

本予算を政府の当初案(7月5日閣議決定<調査月報平成元年8月号「経済要録」参照>)と比較すると、景気の予想を上回る好調を映じ、税収が大幅に上振れした結果、財政赤字額が大幅に下方修正された点(当初346億マルク→278億マルク)が主な特徴。

なお、東ドイツを含む東欧圏での急激な情勢変化に対応した歳出措置は、必要に応じて今後補正予算で所要の手当てが行われることとなった。

主な修正点は、以下のとおり。

1. 歳 出

歳出は3,001億マルクと、当初案(3,014億マルク)から小幅下方修正。これは、①景気好調を背景とした失業者数減少(88年末214万人→89年9月末199万人)等を背景に、連邦雇用庁関連の失業対策事業費が減少をみたこと、②財政赤字額下方修正をうけて、国債利払費が減少したこと、等が主因。

なお、東ドイツの国境開放決定(11月9日)等東欧情勢が大きく変化している中で、西ドイツ政府は、東ドイツ等からの移住者急増に対処して、90年度から93年度まで

の4年間に総額80億マルクの住宅建設拡大策(公営住宅建設等)を決定しているほか、東欧圏への財政的援助のための「支援プログラム」を策定中であるが、まだ最終的に内容が固まっていないため、所要費用の90年度予算への計上は取りあえず見送られ、補正予算として後日追加計上されることとなった。

—この点に関しワイゲル蔵相は、11月13日、「東欧圏援助のための財政支出をファイナンスするために、90年度税制改革で予定されている所得税法人税減税(ネット減税額240億マルク程度)を縮小延期したり、新たな増収増収措置を講ずることは適当でない。現在の好調な増収増収からみて、財政上の特段のやりくりを行うことなく、かかる財政支出を行うことが可能である」旨、発言。

2. 歳入

歳入は、当初案の2,668億マルク(89年度実績見込比+1.6%)から2,723億マルク(同+1.6%)に上方修正。これは、景気拡大テンポの加速化を背景に、増収が89年度について当初予算を大きく上回るようになったことから、90年度についても大幅に乗せ(当初2,421億マルク<89年度実績見込比+0.3%>→2,476億マルク<同+0.6%>)となったもの。

なお、ブンデスバンク納付金については、当初案どおり70億マルクと据置いているが、実績がこれを上回った場合には、「70億マルクを上回る金額についてはすべて財政赤字の削減に充てる」こととされている(89年度と同様の取扱い)。

3. 財政赤字

上記修正の結果、90年度の財政赤字額見通しは278億マルクと、政府当初案(346億マルク)比68億マルクの大幅縮小をみるようになった。また、89年度との対比で

90年度予算案の骨子

(単位：億マルク、()内前年度比%)

	89年度 (補正予算 ベース)	90年度	
		政府原案 (7月時点)	今回
歳出総額	2,900 (+ 5.5)	3,014 (+ 3.3)	3,001 (+ 3.5)
歳入総額	2,680 (+11.2)	2,668 (+ 1.6)	2,723 (+ 1.6)
うち 増収	2,461 (+11.8)	2,421 (+ 0.3)	2,476 (+ 0.6)
財政赤字額	220	346	278

は、①90年度税制改革による大幅減税が行われること、②増収好調の結果89年度自体の財政赤字額が大幅下方修正をみていること(当初案286億マルク→実績見込み220億マルク)、などから、約60億マルクの赤字増加となっている。

◆西ドイツ経済専門委員会、年次経済報告を発表

西ドイツ経済専門委員会(通称5賢人会、連邦政府の諮問機関)は、11月20日、恒例の年次経済報告を発表した。その要旨は、以下のとおり。

1. 90年経済見通し

① 東ドイツからの移住者は11月9日までに20.2万人に達しているが、東ドイツ情勢はなお流動的であり、90年に移住者がさらに流入するのか、あるいは逆に再流出するのかを予測することは困難。したがって当委員会としては90年における東ドイツから西ドイツへの移民流入数をゼロと仮定した。

② かかる状況下、西ドイツ経済は89年中外需主導の実質+4.0%成長を遂げるとみられるが、90年には所得税減税を主因に個人消費が盛り上がり(89年前年比+1.5%→90年+同3.5%)、全体として内需主導の同+3.0%成長を達成する見通し(大筋で10月発表の5大研共同見通し<調査月報平成元年11月号「経済要録」参照>と変わらず)。

③ 来春における賃上げ交渉の帰趨については、時間当たり賃金ベースで前年比+5.5%程度上昇するとみている。労働協約の改訂時期が到来しない業種もあるため、全体としての賃金コスト上昇率は同+3.0%となろう。消費者物価でみたインフレ率は、90年平均では前年比横ばいの同+3.0%にとどまるが、90年末のインフレ率は同+3.5%と89年末(見通し同+3.0%)を上回る見通し。これは、最近における高水準の設備投資による供給能力の拡大にもかかわらず製品需給が引緩まないなかで、減税、賃上げが行われることによるものである。

2. 金融政策等への提言

① 変動相場制の下においては、金融政策は国内のインフレ率を決めることができる。しかし、EMSという固定相場制内でドイツ・マルクがアンカーとして機能している状況下、ブンデスバンクが弱い通貨国への配慮から自らの金融政策を修正するとすれば、これは物価の安定よりも為替相場の安定を優先することになる。こうした状況を解決するには、

E M S のリアライメントしかあり得ない。

- ② ブンデスバンクとしては、現在の物価動向に満足していないことを表明し、物価安定を脅かす高率の賃上げは、如何なる理由があろうとも金融面からサポートしないことを関係者に十分納得させるべきである。
- ③ 90年のマネーサプライについては、物価上昇を抑制しつつ、一方で力強い成長の余地を確保する見地から、90年第4四半期の中央銀行通貨量の前年比伸び率を+5.0%にすることを目標とすべきである。

◆英国政府、89、90年の経済見通しを発表

英国メジャー蔵相は11月15日、議会において秋季財政経済演説(Autumn Statement)を行い、89、90年の経済見通しを発表した。主なポイントは、以下の諸点。

- ① 90年の実質経済成長率は1.25%と本年実績見通し(+2.0%)に比べかなり鈍化し、81年(Δ1.1%)以来の低い伸びとなる見通し。
- ② インフレ率は、90年前半もモーゲージ金利上昇の影響(小売物価にモーゲージ金利支払いが含まれているため、同金利の上昇は小売物価を押し上げる)が残ることから、7%台の高めの水準が続いた後、来年末には5%台に低下する見通し。

政府 経済見通し

—前年比%、()内今春見通し

	88年実績	89年	90年
実質 G D P	4.4	2.0 (2.5)	1.25
個人消費	6.9	3.75(3.5)	1.25
政府消費	0.4	Δ0.25(0.5)	0.25
総固定資本形成	13.1	5.25(4.5)	1.75
在庫投資	1.0	0.5 (Δ0.5)	Δ1.25
輸出	0.7	4.75(4.5)	6.25
輸入	12.2	9.25(4.5)	1.25
経常収支(億ポンド)	Δ 146	Δ 200(Δ145)	Δ 150
小売物価(%)	6.5	7.5(5.5)	5.75

(注) 在庫投資はG D Pに占めるウェイト、小売物価は第4四半期の前年比。

- ③ 89年の経常収支見通しについては、1～9月の赤字幅がすでに156億ポンドに達している事実を踏まえ、200億ポンド(既往最大)へ大幅に上方修正。90年については、高金利政策と緊縮的財政政策の継続により、内需が減速するにつれ輸入が鈍化するほか、石油収支、貿易外収支も若干回復することから、赤

字幅は、引続き大幅ながら150億ポンドに縮小する見通し。

- ④ 89年度(89/4～90/3月)の財政収支については、公的企業の民営化の遅れ等を背景に、黒字幅(PSDR<公共部門収支余剰>)を当初見通しの140億ポンドから125億ポンド(名目G D Pの2.5%)へ下方修正。

◆スウェーデン中央銀行、公定歩合を引上げ

スウェーデン中央銀行は、12月7日、公定歩合の1.0%引上げ(9.5%→10.5%)を決定、発表した(翌8日実施)。

—前回の公定歩合変更は、4月28日(8.5%→9.5%、調査月報平成元年5月号「経済要録」参照)。

なお、今次決定につき、同行では、「スウェーデン経済は需給逼迫からインフレ圧力が強く、経常収支が悪化を続けているため、為替レートの維持が次第に困難になりつつある。こうした状況下、市場金利は今秋の各国公定歩合引上げ以来上昇傾向を強めていたが、今回の措置はこうした市場金利の上昇を追認したものとコメント。

ア ジ ア 諸 国

◆韓国、公定歩合の引下げ等を実施

韓国銀行は11月14日、公定歩合(商業手形再割引率)を1%引下げ(8%→7%)、翌15日から実施する旨発表した(88年9月の引上げ<7%→8%>以来の変更)。

今回の措置は、最近の輸出不振や企業の設備投資マインド減退に伴う景気減速に歯止めをかけることを狙って政府が策定した「経済社会安定化と競争力強化のための対策」(11月14日発表)の一環として行われており、公定歩合引下げのほかには、貸出プライムレート引下げ(11%→10%)、中小企業および輸出企業向け低利設備資金枠新設(1兆ウォン、年利8%)、先端技術産業に対する海外転換社債発行許可、等の施策が併せて実施されている。

◆マレーシア、1990年度予算案を発表

マレーシア政府は10月27日、1990年度(1～12月)連邦政府予算案を国会に提出した。同予算案は、「所得を増加させ、雇用の促進をはかるには着実な経済成長が必要」(ダイム蔵相)との判断に基づき編成され、積極的な

内容となっている。とくに社会資本整備関連を中心とする開発支出に重点配分がなされた結果、歳出規模は334.1億リング、前年度実績見込み比+10.2%の高い伸びとなっている。

本予算案の概要は以下の通り。

1. 歳 出

経常支出は、前年度実績見込み比+2.2%と低い伸びに抑えられたものの、開発支出については、経済発展の牽引力となっている海外からの直接投資受入れを拡大するためには、「社会資本をさらに整備する必要がある」(タイム蔵相)との判断から、道路、港湾建設を中心に重点配分がなされている(開発支出全体では同+38.7%の高い伸び)。この結果、歳出全体でも同+10.2%と、前年度(実績見込み、同+8.5%)を上回る伸びとなった。

2. 歳 入

税収は、景気の拡大持続等から高めの伸び(前年度実績見込み比+9.0%)が見込まれているものの、税外収入については、前年度実施された国営企業の民営化に伴う政府保有株の市中放出が90年度には予定されていないことから前年度を大きく下回る(同△9.6%)ため、歳入全体でも小幅の増加(同+3.0%)にとどまる見通しにある。

この結果、財政赤字は88億リングと前年度(実績見込み、64億リング)に比べ拡大が見込まれている。

マレーシアの1990年度連邦政府予算案(1~12月)

(単位・百万リング)

	89年度 見込み	90年度 予 算	前年度比 (%)
歳 入	23,863	24,589	+ 3.0
税 収	16,180	17,640	+ 9.0
税 外 収 入	7,683	6,949	△ 9.6
歳 出	30,307	33,405	+10.2
経 常 支 出	23,634	24,148	+ 2.2
うち			
人 件 費	8,568	8,864	+ 3.5
債 務 返 済 費	6,506	6,700	+ 3.0
用 度 ・ 用 務 費	2,660	2,969	+11.6
開 発 支 出	6,673	9,257	+38.7
うち			
経 済 関 連	4,080	5,214	+27.8
社 会 関 連	1,545	2,657	+72.0
治 安 ・ 国 防 関 連	753	725	△ 3.7
財 政 収 支	△ 6,444	△ 8,816	—